

答 申 第 80 号

三重県情報公開・個人情報保護審査会  
答申

令和6年6月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

1 審査会の結論

実施機関は、本件部分開示決定を取消し、本件審査請求に係る部分を非開示とすることが妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、開示請求者が令和 5 年 10 月 18 日付けで三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。以下「条例」という。）に基づき行った「特定事業者の三重県認定リサイクル製品の許可申請に係る届出書類」についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県知事（以下「実施機関」という。）が、審査請求人（開示請求者ではない者）の情報が含まれる「リサイクル製品認定申請書」（以下「本件対象公文書」という。）を対象公文書として特定し、令和 5 年 11 月 28 日付けで開示請求者に対して行った公文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、条例第 17 条第 2 項に規定する第三者である審査請求人が取消しを求めるというものである。

3 本件審査請求について

実施機関は、本請求に際し、本件対象公文書に審査請求人の情報が含まれていることから、条例第 17 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人に対して意見照会を行った上で、本決定を行った。

実施機関は本決定を行うと同時に、反対意見書を提出した審査請求人に対し、条例第 7 条第 3 号（法人情報）ただし書きハに該当するとの理由で条例第 17 条第 3 項の規定に基づき本件対象公文書を開示する旨を通知したところ、審査請求人から非開示とすることを求めて本件審査請求が提起された。

なお、本請求を行った開示請求者に対しては、本件審査請求に係る裁決に至るまで開示を停止する旨の通知がなされている。

4 本件対象公文書及び本件開示情報

本件対象公文書は、審査請求人から実施機関へ提出されたリサイクル製品認定申請書とその添付書類である。

当審査会において見分したところ、本件対象公文書について審査請求人が非開示を主張したが、実施機関が開示とした情報（以下「本件開示情報」という。）は以下の情報である。

- (1) 「三重県内発生再生資源（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）受入・保管状況」計量データの計量票に表示された納入業者の名称
- (2) 「〇〇〇〇生産・出荷管理台帳」三重県内発生〇〇〇〇〇持込業者欄及び出荷詳細欄に記載された会社の名称

## 5 審査請求の理由

審査請求書、反論書及び意見陳述における審査請求人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

本件開示情報に含まれる会社名は、申請当時に県の担当者より「分かりやすくしてほしい。」との話から取引先業者名や現場名を記載し作成したものであり、実際の認定製品の実績ではなく、架空の取引を用いたものである。

説明上便宜を図るために作成された実在企業の架空取引の書類を何の説明もなく開示されることにより、取引先企業及び関係者に誤解を招き、事業の適正な遂行を妨げ、競争上の地位に不利益を与える情報であることは明白である。

開示すべき県民等の公益とは、認定リサイクル製品の生産や出荷等の「事実における事業活動」が安全かつ適正に行われているかであり、事実誤認を与える情報を開示することではない。また、開示となれば名誉棄損であり、産業廃棄物処理業並びに認定リサイクル製品再生資源の有効活用の確保や、品質及び安全性の管理により循環型社会の構築及び生活環境の保全に取り組んでいる弊社への社会的信用失墜行為である。

開示とされた「会社名」については、その後会社名の記載のない「〇〇〇〇生産・出荷管理台帳」で県に変更申請し、受理されている。

県から認定を受けたリサイクル認定商品は認定後も出荷しておらず、実績がないにもかかわらず開示されると、この内容が第三者から真実と受け止められてしまう。

## 6 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

認定リサイクル製品は、再生資源の有効利用先の確保や、品質及び安全性の管理により循環型社会の構築及び生活環境の保全に大きく寄与する一方で、不適切な取り扱いは県民等の不安や生活環境の保全上の支障のおそれを生じさせることとなる。

実績のない製品についても申請時に「リサイクル製品認定申請チェックリスト」（以下「申請チェックリスト」という。）において、生産管理台帳の雛形等を示すよう求めており、審査請求に係る部分については、使用する再生資源の受入れの実績として添付された計量票及び今後の受入れ・出荷の予定として台帳に記載されたものと理解しており、三重県リサイクル製品利用推進条例（以下「リサイクル条例」という。）の趣旨や、リサイクル産業に内在する社会的責任、社会情勢等に照らして総合的に勘案すると、非開示により保護されるべき法人の事業活動上の利益よりも、開示されることにより、認定リサイクル製品の利用状況等を明らかにしておく県民等の公益の方が、当該法人の利害関係を超えてなお優先されるものとし、対象公文書に記載されている法人情報のうち、審査請求人へ〇〇〇〇〇を搬入する会社名及び審査請求人が製造したリサイクル製品の出荷先の会社名は、条例第7条第3号ただし書ハに該当すると判断し、開示することを決定した。

## 7 審査会の判断

### (1) 基本的な考え方

条例の目的は、県民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利につき定め

ること等により、県の保有する情報の一層の公開を図り、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による参加の下、県民と県との協働により、公正で民主的な県政の推進に資することを目的としている。条例は、原則公開を理念としているが、公文書を開示することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な執行が損なわれたりするなど県民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として限定列举した非開示事由を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 条例第7条第3号（法人情報）本文の意義について

本号は、自由主義経済においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、開示することにより、本件法人等又は個人の競争上の地位その他正当な利益が害されると認められるものが記録されている公文書は、非開示とすることができるものと定めたものである。

(3) 条例第7条第3号（法人情報）本文の該当性について

4(1)及び(2)の情報は、審査請求人のリサイクル製品認定申請において取引先として例示的に記載された情報である。これらの情報は、実際に審査請求人と取引のある会社名が使用されており、取引先の情報が開示されることで取引先からの信頼を損ね、競合他社等による対抗的な事業活動が行われる等、審査請求人の競争上の地位その他の事業活動に不利益を与えるおそれがあることは十分に理解できる。

したがって、当該情報を開示した場合、審査請求人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、本号本文に該当する。

(4) 条例第7条第3号（法人情報）ただし書の意義について

本号ただし書は、法人等に関する情報であっても、事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護し、又は違法若しくは不当な事業活動によって生ずる支障から県民等の生活・環境を保護するため公にすることが必要であると認められる情報及びこれらに準ずる情報で公益上公にすることが必要であると認められるものに開示を義務付けたものである。

(5) 条例第7条第3号（法人情報）ただし書の該当性について

法人に関する情報には、本件法人の利害関係を超えて、県民生活に少なからず影響を与え、又は与え得ることがあり、公益上公開するのが相当であると考えられるものがあるが、その場合には、公益と一方これを公開されることによる法人の不利益とを比較衡量した結果、なお公益の方が大とされたものを、本号の例外として公開の対象とする旨定めたものである。

本件対象公文書は、リサイクル条例に基づいて、リサイクル製品認定の申請のために県に提出された資料である。

リサイクル条例は、リサイクル製品の利用を推進し、リサイクル産業の育成を図り、資源が無駄なく繰り返し利用され、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的とした条例であるが（同条例第1条）、リサイクル製品の品質及び安全性を維持するため、同条例は認定生産者に、認定基準への適合状況を試験または検査し、認定基準に適合することを証する書類の提出の義務を課す（同条例第11条第2項）など、認定生産者の義務等を規定している。

リサイクル製品は、資源の有効利用の確保や再生資源等の適正処理により生活環境の保全及び県民経済の健全な発展に大きく寄与する一方で、不適切な取組は県民等の生活環境等に深刻な影響を与えることとなる。

この点を踏まえ、ただし書の該当性についてそれぞれ判断する。

ア 「三重県内発生再生資源（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）受入・保管状況」計量データの計量票に表示された納入先業者の名称

「三重県内発生再生資源（〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）受入・保管状況」は、申請チェックリストの12「製造施設図面、主な生産機器の規格・能力・構成等が判る書類」として提出された資料である。

審査会で見分したところ、計量票写真データ内に納入業者名が印字されていることが確認でき、架空のものというよりは、過去に審査請求人の施設での実際の納入に係る計量票を利用したものと史料される。

実施機関は、計量票に表示された取引先の情報について、審査請求人が実際に申請に係る施設で受け入れている実績であり、今後受け入れる予定先という認識のもと、使用する再生資源等の納入業者を把握しておくことは重要であると考えていることから、それらを公開することで県民が影響を確認できると説明している。

一方、審査請求人は、担当者に分かりやすく説明するために「例」として示したものであり、当該リサイクル製品に係る受入実績ではないにもかかわらず、開示された場合、開示を受けた者の誤解を招くと主張している。

リサイクル製品に関してはトレーサビリティの確保の観点からは重要であり、どのような再生資源等がどこからどの程度の量が搬入され、どこへどの程度の量の製品が販売されたのかという取引状況を開示することの公益性は高いと考えられる。

しかしながら、当該情報は、あくまでリサイクル製品の認定申請に係る書類であって、添付書類については当該リサイクル製品に関する実績として添付されたかどうか意図が不明であり、過去に作成した書類を例示的に添付しているものと見られる。また、申請チェックリストの12では施設・機器に関する書類が求められているところであり、取引先を示すことが求められているものではないため、当該リサイクル製品に関する取引先としての実績を記載した趣旨のものではなく、施設への受入・保管状況の管理のため計量票を作成しているという趣旨のものとして見受けられる。

これらを踏まえ、リサイクル製品のトレーサビリティの確保という側面と、当該リサイクル製品に使用する再生資源として受入れたものとはいえない取引先の会社名が開示されることによる法人の不利益とを比較衡量したとき、開示されることに

よる県民等の公益は非開示により保護されるべき法人の利益を優越するとまでは言えない。

したがって、当該情報は、本号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

イ 「〇〇〇〇生産・出荷管理台帳」三重県内発生〇〇〇〇〇持込業者欄及び出荷詳細欄に記載された会社の名称

「〇〇〇〇生産・出荷管理台帳」は、申請チェックリストの13「生産管理台帳、品質管理台帳の写し」として提出された資料である。

実施機関は、認定申請にあたり、生産・出荷管理台帳に記載された取引先の情報について、実績がない場合には予定を記載するよう求めており、不適正処理が発生した場合に備え、使用する再生資源等の納入元や製品の出荷先を把握しておくことは重要であると考えており、それらを公開することで県民が影響を確認できると説明している。

一方、審査請求人は、当該記載は説明上便宜を図るために記載した実際には行われていない取引であるにもかかわらず、開示された場合、開示を受けた者に事実と誤認させると主張している。

アで述べたように、リサイクル製品に関してどのような再生資源等がどこからどの程度の量が搬入され、どこへどの程度の量の製品が販売されたのかという取引状況を開示する県民等の公益性は高いと考えられる。

しかしながら、申請チェックリストの13には、「まだ、生産していない製品については、雛形を示してください。」と記載されているように、当該台帳に記載の取引が実際の取引でないことは実施機関、審査請求人ともに認識した上で提出されたものと考えられる。また、後日、会社名を削除した「〇〇〇〇生産・出荷管理台帳」の変更届出書も受理されており、当該台帳は取引先がどこであるのかの記載が重要視されていたものではないとも考えられる。さらに、本件対象公文書には当該製品に係る実際の取引ではない旨や将来の予定である旨の記載はないことから、開示を受けた者が実際の取引であるとの誤解を招くという審査請求人の主張は十分に理解できる。

これらを踏まえ、リサイクル製品のトレーサビリティの確保という側面と、実際の取引ではないと考えられる当該台帳に記載の取引先が開示されることによる法人の不利益とを比較衡量したとき、開示されることによる県民等の公益は非開示により保護されるべき法人の利益を優越するとまでは言えない。

したがって、当該情報は、本号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当せず、非開示とすることが妥当である。

## (5) 結論

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 8 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙1 審査会の処理経過のとおりである。

## 別紙 1

## 審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
R 6 . 1 . 26	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 6 . 2 . 16	・ 実施機関を經由して審査請求人から反論書の受理
R 6 . 2 . 26	・ 実施機関に対して、意見書の提出依頼 ・ 審査請求人に対して、意見書の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認
R 6 . 4 . 15	・ 書面審理 ・ 審査請求人の口頭意見陳述 ・ 実施機関の補足説明 ・ 審議 (令和6年度第1回第1部会)
R 6 . 5 . 13	・ 審議 (令和6年度第2回第1部会)
R 6 . 6 . 14	・ 審議 ・ 答申 (令和6年度第3回第1部会)

## 三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
※会長職務代理者 (第一部会部会長)	川 本 一 子	弁護士
※委 員	須 川 忠 輝	三重大学人文学部准教授
※委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
※委 員	三 田 泰 雅	四日市大学総合政策学部教授
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、※印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。